

第 2 部

各 論

第1章 【施策1】介護予防・健康づくりの推進

第1節 目指す地域の姿

1 基本的考え方

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることを予防すること、又は要介護状態等を軽減させ、若しくは悪化を防止することを目的として行うものです。

特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、心身機能・活動・参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることによって、「日常生活の活動性を高め」、「家庭や地域・社会での役割を果たしていくこと」、そして、一人ひとりの生きがいや自己実現を支援して、「生活の質（Quality of Life：QOL）の向上を図ること」が求められています。このことは、健康寿命の延伸にもつながりものです。

2 北本市の目指す地域の姿

本市の第8期計画の基本方針は、「地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」です。また、介護予防・健康づくりに関する基本目標は、「いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまち」です。

3 本施策で目指す地域の姿

国の施策と本市の目指す地域の姿を踏まえて、「施策1：介護予防・健康づくりの推進」の目指す姿を、「健康な状態を保ちながら、地域とのつながりの中で何らかの役割をもって、健やかに暮らせるまち」とします。

「施策1：介護予防・健康づくりの推進」で目指す地域の姿

健康な状態を保ちながら、地域とのつながりの中で何らかの役割をもって、健やかに暮らせるまち

4 実現に必要な要素

目指す姿を実現するために必要な要素は次のとおりとなります。

- ① 良好な生活習慣が保たれていること
- ② 運動機能や栄養状態等が適切な状態に保たれていること
- ③ 活動性が保たれていること
- ④ 地域とのつながりの中で何らかの役割をもっていること

第2節 現状と課題

- 1 良好な生活習慣が保たれているか
(調整中)
- 2 運動機能や栄養状態等が適切な状態に保たれているか
(調整中)
- 3 活動性が保たれているか
(調整中)
- 4 地域とのつながりの中で何らかの役割をもっているか
(調整中)

第3節 取組と方針

(調整中)

第4節 指標に基づく進捗管理について

1 国の施策の方向性

厚生労働省の「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」では、具体的な評価の視点として、①事業参加者の状態（IADL など）の変化や通いの場への参加状況、②社会参加の状況、③幸福感の向上や健康寿命延伸の実現状況などが、また、2020 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金に係る評価指標の中では、通いの場への高齢者の参加率などが挙げられています。

2 評価指標について

（調整中）

第2章 【施策2】地域づくりの推進

第1節 目指す姿

1 基本的考え方

本市では、2040年にかけて、現役世代の減少が進む一方で、85歳以上人口は急増します。そのため、地域での支え合い体制の強化を図る必要があります。

他方、たとえ介護が必要な状態になったとしても、支えられるだけでなく、何らかの役割と生きがいを持ちながら、日常生活を送ることができる環境を整備することが重要です。

2 北本市の目指す地域の姿とは

本市の第8期計画の基本方針は、「地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」です。また、地域づくりに関する基本目標は、「いきいきとその人らしく健やかに暮らせるまち」「住み慣れた地域で暮らし続けられるまち」です。

3 本施策で目指す地域の姿とは

国の施策と本市の目指す地域の姿を踏まえて、「施策2：地域づくりの推進」の目指す姿を、「地域住民が互いに支え合いながら、地域とのつながりの中で何らかの役割をもって（地域との関係性）、生き生きと暮らせるまち」とします。

「施策2：地域づくりの推進」で目指す地域の姿

地域住民が互いに支え合いながら、地域とのつながりの中で何らかの役割をもって、生き生きと暮らせるまち

4 実現に必要な要素

目指す姿を実現するために必要な要素は次のとおりとなります。

- ① 身近に交流する場（通いの場）があること
- ② 交流する機会が多いこと
- ③ 地域とのつながりの中で何らかの役割をもっていること

第2節 現状と課題

- 1 身近に交流する場（通いの場）があるか
（調整中）
- 2 交流する機会は多いか
（調整中）
- 3 地域とのつながりの中で何らかの役割をもっているか
（調整中）

第3節 取組と方針

(調整中)

第4節 指標に基づく進捗管理について

1 国の施策の方向性

国は、交流する場として、通いの場を拡充することを検討しています。また、評価指標として、①通いの場への参加状況、②社会参加の状況、③通いの場への高齢者の参加率などが挙げられています。

2 評価指標について

(調整中)

第3章 【施策3】在宅医療・介護連携の推進

第1節 目指す姿

1 基本的考え方

当市では、2040年にかけて、要介護3以上の重度要介護者が増える見込まれています。重度要介護者の場合、介護や支援を必要とするため、在宅での生活の継続が困難化しやすいですが、アンケートをみる限り、出来るだけ在宅生活を継続したい、出来れば、最期まで自宅で生活したいという市民は多いと思います。

こうした希望や要望に応えるために、医療と介護の連携を図っていく必要があります。

2 北本市の目指す地域の姿

本市の第8期計画の基本方針は、「地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」です。また、在宅医療・介護連携に関する基本目標は、「住み慣れた地域で暮らし続けられるまち」です。

3 本施策で目指す地域の姿

国の施策と本市の目指す地域の姿を踏まえて、「施策3：在宅医療・介護連携の推進」の目指す姿を、「病気の再発や重症化の防止、不安の軽減を図るとともに、本人が望む場所、望む形で日常生活を送ることができるまち」とします。

「施策3：在宅医療・介護連携の推進」で目指す地域の姿

病気の再発や重症化の防止、不安の軽減を図るとともに、本人が望む場所、望む形で日常生活を送ることができるまち

4 実現に必要な要素

目指す姿を実現するために必要な要素は次のとおりとなります。

- ① かかりつけ医とケアマネジャー、地域包括支援センターなどの連携が図れていること
- ② 何でも相談できる専門職がいること
- ③ 本人の意思を把握している専門職がいること

第2節 現状と課題

1 かかりつけ医とケアマネジャー、地域包括支援センター等の連携が図れているか

(調整中)

2 何でも相談できる専門職がいるか

(調整中)

3 本人の意思を把握している専門職がいるか？

(調整中)

第3節 取組と方針

(調整中)

第4節 指標に基づく進捗管理について

1 国の施策の方向性

国は、2020年9月に、在宅医療・介護連携推進事業の手引きを公表し、その中で、医療・介護連携が必要となる4場面（日常療養、急変時の対応、入退院支援、看取り）ごとに、提供体制や連携の指標の案を出しています。

2 評価指標について

（調整中）

第4章 【施策4】 認知症施策の推進

第1節 目指す姿

1 基本的考え方

本市では、2040年にかけて、認知症の高齢者が急増すると見込まれています。したがって、認知症高齢者の生活を支える体制を整備していく必要があります。

他方、たとえ認知症になったとしても、支えられるだけでなく、何らかの役割と生きがいを持ちながら、日常生活を送ることができる環境を整備することが重要です。

2 北本市の目指す地域の姿

本市の第8期計画の基本方針は、「地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」です。また、認知症施策の推進に関する基本目標は、「住み慣れた地域で暮らし続けられるまち」です。

3 本施策で目指す地域の姿

国の施策と本市の目指す地域の姿を踏まえて、「施策4：認知症施策の推進」の目指す姿を、「地域住民と交流する機会や地域とのつながりを持ちながら、何らかの役割をもって、地域のなかで暮らし続けられるまち」とします。

「施策4：認知症施策の推進」で目指す地域の姿

地域住民と交流する機会や地域とのつながりを持ちながら、何らかの役割をもって、地域のなかで暮らし続けられるまち

4 実現に必要な要素

目指す姿を実現するために必要な要素は次のとおりとなります。

- ① 地域住民と交流できる場（認知症サロン等）があること
- ② 交流の場に定期的に参加できていること
- ③ 健康状態や生活状況等に対する定期的な確認が行われていること
- ④ 権利擁護が図られていること

第2節 現状と課題

- 1 地域住民と交流できる場（認知症サロン等）があるか
（調整中）
- 2 交流の場に定期的に参加できているか
（調整中）
- 3 健康状態や生活状況等に関する定期的な確認が行えているか
（調整中）
- 4 権利擁護が図られているか
（調整中）

第3節 取組と方針

(調整中)

第4節 指標に基づく進捗管理について

1 国の施策の方向性

認知症施策大綱では、通いの場への参加、社会参加を促進することで、早期発見・早期対応、重症化予防につなげることを目指しています。したがって、①通いの場への参加状況、②社会参加の状況、③通いの場への参加率などが指標として考えられます。

2 評価指標について

(調整中)

第5章 【施策5】在宅生活の継続性確保策の推進

第1節 目指す姿

1 基本的考え方

多くの市民は、在宅での生活の継続を希望されますが、重度要介護者になったり、認知症になったりすると、在宅での生活が難しくなります。

こうした状況をできる限り防いで、在宅生活が継続できる状況を整えていく必要があります。また、家族が介護をおこなっている場合は、家族を支える仕組みも必要となります。

2 北本市の目指す地域の姿

本市の第8期計画の基本方針は、「地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」です。また、在宅生活の継続性確保策の推進に関する基本目標は、「住み慣れた地域で暮らし続けられるまち」です。

3 本施策で目指す地域の姿

国の施策と本市の目指す地域の姿を踏まえて、「施策5：在宅生活の継続性確保策の推進」の目指す姿を、「要介護度の重度化をできるだけ防ぐとともに、地域住民による支援も受けながら、地域のなかで暮らし続けられるまち」とします。

「施策5：在宅生活の継続性確保策の推進」で目指す地域の姿

要介護度の重度化をできるだけ防ぐとともに、地域住民による支援も受けながら、地域のなかで暮らし続けられるまち

4 実現に必要な要素

目指す姿を実現するために必要な要素は次のとおりとなります。

- ① 活動性が確保できていること
- ② 日常生活活動などの自立度が保たれていること
- ③ 病気の再発をできるだけ起こさないこと
- ④ 地域住民による支援が受けられること
- ⑤ 家族介護者に対する支援が行われていること

第2節 現状と課題

- 1 活動性が確保できているか
(調整中)
- 2 日常生活活動などの自立度が保たれているか
(調整中)
- 3 病気の再発を起こしていないか
(調整中)
- 4 地域住民による支援が受けられているか
(調整中)
- 5 家族介護者に対する支援が行われているか
(調整中)

第3節 取組と方針

(調整中)

第4節 指標に基づく進捗管理について

1 国の施策の方向性

国は、在宅生活の継続性を確保するためには、①本人の状態像の維持、②家族介護者への支援策の充実、③在宅生活を支えるサービスの整備が必要としています。

2 評価指標について

(調整中)

第6章 【施策6】多様なサービスの充実

第1節 目指す姿

1 基本的考え方

要支援・要介護者の場合、医療や介護といった専門職による支援だけでなく、生活そのものを支えるための多様なサービスや支援も必要です。こうしたサービスや支援の充実を図っていく必要があります。そのためには、地域の既存の資源を有効活用していくことも必要です。

2 北本市の目指す地域の姿

本市の第8期計画の基本方針は、「地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」です。また、多様なサービスの充実に関する基本目標は、「安心してサービスを受けられるまち」です。

3 本施策で目指す地域の姿

国の施策と本市の目指す地域の姿を踏まえて、「施策6：多様なサービスの充実」の目指す姿を、「その人の状態や状況に応じた様々なサービスや支援が受けられることで、重度化を防ぎながら、安心して在宅生活を送れるまち」とします。

「施策6：多様なサービスの充実」で目指す地域の姿

その人の状態や状況に応じた様々なサービスや支援が受けられることで、重度化を防ぎながら、安心して在宅生活を送ることができるまち

4 実現に必要な要素

目指す姿を実現するために必要な要素は次のとおりとなります。

- ① 地域に密着したサービスが整備されていること
- ② 状態像に応じた適切なサービスが受けられること
- ③ 病気の再発をできるだけ起こさないこと
- ④ 地域住民による支援が受けられること
- ⑤ 地域資源が有効活用されていること

第2節 現状と課題

- 1 地域に密着したサービスが整備されているか
(調整中)
- 2 状態像に応じた適切なサービスが受けられているか
(調整中)
- 3 病気の再発を起こしていないか
(調整中)
- 4 地域住民による支援が受けられているか
(調整中)
- 5 地域資源が有効活用されているか
(調整中)

第3節 取組と方針

(調整中)

第4節 指標に基づく進捗管理について

1 国の施策の方向性

国は、地域に密着したサービスの整備の促進を図っています。また、地域住民同士による支援体制の強化を図ろうとしています。

2 評価指標について

(調整中)

第7章 【施策7】サービスの質の向上

第1節 目指す姿

1 基本的考え方

国は、多職種間の連携強化を図ることで、サービスやケアマネジメントの質の向上を目指しています。

2 北本市の目指す地域の姿

本市の第8期計画の基本方針は、「地域で支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」です。また、サービスの質の向上に関する基本目標は、「安心してサービスを受けられるまち」です。

3 本施策で目指す地域の姿

国の施策と本市の目指す地域の姿を踏まえて、「施策7：サービスの質の向上」の目指す姿を、「その人の状態や状況に応じた適切かつ良質なサービスが受けられるまち」とします。

「施策7：サービスの質の向上」で目指す地域の姿

その人の状態や状況に応じた適切かつ良質なサービスが受けられるまち

4 目指す地域の姿を実現するために必要な要素とは

目指す姿を実現するために必要な要素は次のとおりとなります。

- ① 多職種間の連携が図れていること
- ② 多職種の視点を入れた良質なケアプランが策定されていること
- ③ 適切な個別援助計画が策定されていること

第2節 現状と課題

- 1 多職種間の連携が図れているか
(調整中)
- 2 多職種の視点を入れたケアプランが策定されているか
(調整中)
- 3 適切な個別援助計画が策定されているか
(調整中)

第3節 取組と方針

(調整中)

第4節 指標に基づく進捗管理について

1 国の施策の方向性

国は、①リハビリテーション職とケア職の連携強化、②かかりつけ医とケアマネジャーの連携強化などを通じて、サービスやケアマネジメントの質向上を目指しています。

2 評価指標について

(調整中)